

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

組織 100000000 NB
社員コード 19000001

所轄税務署長等 日本橋税務署 税務署長 港区 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) (株)ジェネラリスト	(フリガナ) あなたの氏名 清藤 道重	キョフシ ミシゲ 〒	生年月日 明・大平 30年04月01日	明・大平 30年04月01日	配偶者の有無 有 無 有 無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合には、○印を付けてください。
	給与の支払者の法人(個人)番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 2	あなたの個人番号		世帯主の氏名 清藤 道重		○	
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都港区芝浦1-1-1	あなたの住所又は居所 (郵便番号 105) 東京都港区芝浦1-1-2		あなたとの続柄 本人		○	

□給与支払者に提供済の個人番号と相違ありません(相違ない場合はチェックしてください)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名及び番号	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭22.1.1以前生)	特定扶養親族(平6.1.2生~平10.1.1生)	住所又は居所	平成28年中の所得 平所得 非居住者である親族	異動月日及び事由 平成28年中に異動した場合は、以下に記入してください。																
A 控除対象配偶者	清藤 幸子		明・大平 46・10・25			東京都港区芝浦1-1-2	円																	
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平13.1.1以前生)	1		明・大昭・平 . .	同居老親等・その他																				
	2		明・大昭・平 . .	同居老親等・その他																				
	3		明・大昭・平 . .	同居老親等・その他																				
	4		明・大昭・平 . .	同居老親等・その他																				
	5		明・大昭・平 . .	同居老親等・その他																				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0人)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0人)</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0人)</td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	一般の障害者				(0人)	特別障害者				(0人)	同居特別障害者				(0人)	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容	異動月日及び事由
区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族																				
一般の障害者				(0人)																				
特別障害者				(0人)																				
同居特別障害者				(0人)																				
D 他の所得者たる控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所			異動月日及び事由																
			明・大昭・平 . .																					
			明・大昭・平 . .																					

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1			平 . .			円	
2			平 . .				
3			平 . .				
4			平 . .				



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。
 ◎「16歳未満の扶養親族」欄は、「地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第37条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならない」とされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。